

第 57 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 別表第1の3の表を次のように改める。

3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使
 用料

区分	単位	所在地及び金額			
		熊本市	上益城郡益城町	八代市	水俣市
電柱	1本1年につき	1,100円	1,000円	950円	920円
電話柱	1本1年につき	640円	600円	550円	540円
支線柱	1本1年につき	64円	60円	55円	54円
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	6円	6円	6円	5円
地下に設ける電線その他の線類	1メートル1年につき	4円	4円	3円	3円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,300円	1,200円	1,100円	1,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	540円	510円	460円	450円
鉄塔	1平方メートル1年につき	1,300円	1,200円	1,100円	1,100円
水道管、下水道管、未満のもの	外径0.07メートル1年につき	27円	25円	23円	23円

ガス管 その他 これら に類す るもの	外径0.0	1メートル	38円	36円	33円	32円
	7メートル	1年につき				
	以上0.1					
	メートル未					
	満のもの					
	外径0.1	1メートル	58円	54円	50円	48円
	メートル以	1年につき				
	上0.15					
メートル未						
満のもの						
外径0.1	1メートル	77円	72円	66円	64円	
5メートル	1年につき					
以上0.2						
メートル未						
満のもの						
外径0.2	1メートル	120円	110円	99円	97円	
メートル以	1年につき					
上0.3メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.3	1メートル	150円	140円	130円	130円	
メートル以	1年につき					
上0.4メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.4	1メートル	270円	250円	230円	230円	
メートル以	1年につき					
上0.7メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.7	1メートル	380円	360円	330円	320円	
メートル以	1年につき					
上1メー						
トル未						
満のも						

	の					
	外径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	770円	720円	660円	640円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのためつけられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）	1平方メートル1日に	35円	24円	8円	5円	
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのためつけられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。）	1平方メートル1日に	32円	22円	8円	5円	
その他の物件	1平方メートル1月につき	320円	220円	83円	55円	

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の3の表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る使用料について適用し、同日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

都市公園を占有する場合の使用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。